

加西市監査公表第1号

加西市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、平成21年5月18日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行った結果を同項の規定に基づき公表する。

平成21年6月9日

加西市監査委員 小 谷 融

○ ○ ○ ○ 様

加西市監査委員 小 谷 融

加西市監査委員 三 宅 利 弘

市長交際費に関する住民監査請求について（通知）

平成21年5月18日に提出された標記の住民監査請求について、地方自治法第242条第2項の規定に従い、下記のとおり、却下することを決定したので通知します。

記

1 監査請求の趣旨

平成21年5月18日に提出された措置要求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

平成15年度から平成19年度までの市長交際費のうち、交際費明細に記載のある「差し入れ」、「贈答用商品券」、「礼状用暑中見舞はがき」および「観光絵はがき」については、関係法令等に基づき適正に処理されていない違法、不当な公金支出であるため、市に返還することを請求する。

2 監査請求の期間

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、同条第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

請求者は、本件監査請求が上記1の行為があった日から1年を経過した後になされたことについて、「請求の対象となる行為は秘密裏に行われており、市民には相当な注意力をもって調査しても知ることができなかった。」ので、正当な理由があると主張している。

3 却下理由

請求の対象となる行為は、すでに1年の請求期間を経過しており、また、秘密裏にされたものでなく、加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）により住民は相当な注意力をもって調査すれば知りうることであったものであり、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件監査要求は、法令の要件を欠いたものであることから却下する。